

1

第9節 未上場株式

未上場株式の税金

POINT

- ①未上場株式の配当は、原則として総合課税の対象です。
- ②未上場株式の売却益は、税率20.315%による申告分離課税の対象です。
- ③2016年1月1日以後の未上場株式の売却損益は、一般株式等グループの売却損益および償還差損益と相殺できます。

1 未上場株式の配当

- ・未上場株式の配当は、配当受取時に、20.42%の税率で所得税が源泉徴収され、総合課税の対象として確定申告が必要です。ただし、少額配当 [P.101](#) に該当する場合、所得税については申告不要を選択することができます（住民税の申告は原則必要です）。
- ・未上場株式の配当は、一般株式等グループ [P.172](#) の売却損と損益通算することができません。
- ・日本法人の株式の配当については、配当控除の適用 [P.94](#) があります。

2 未上場株式の売却

- ・未上場株式の売却益は、税率20.315%による申告分離課税の対象です。
- ・未上場株式は、一般株式等グループ [P.172](#) に区分され、同じグループ内の売却損益および償還差損益（私募株式投資信託、私募公社債投資信託等の償還差益を除きます）と相殺できます。相殺後に残った一般株式等の売却損を翌年以後に繰越することはできません。
- ・一般株式等グループと上場株式等グループの売却損益は相殺できません。